

返戻金制度に関する事項

内定者が、就業開始後、退職または解雇された場合、乙は紹介手数料を退職までの期間に応じ以下のとおり返還する。なお、乙は甲に対し、退社日または退社が発覚した日のうちいずれか遅い日が属する月の翌月末日までに当該紹介手数料を返還する。

- ・入社日から1ヶ月以内の退社等の場合、紹介手数料の80％に相当する金額
- ・1ヶ月を超え2ヶ月以内の退社等の場合、紹介手数料の50％に相当する金額
- ・2ヶ月を超え3ヶ月以内の退社等の場合、紹介手数料の10％に相当する金額

株式会社バディデータ